

令和4年3月●●日

●●地方検察庁検事正 殿 **【※各別に記載する】**

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 田 口 直 樹

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

令和4年10月から令和5年1月までの間の再任(判事任命)を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には下記の方法により当委員会が受け付ける旨を、この依頼文書を貴庁所属の検察官に配布されるなどして、周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

おって、下級裁判所裁判官指名諮問委員会での協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各検察官から直接当地域委員会に情報を提供してもらうよう周知していただきたい。」との取りまとめがされておりますので、その趣旨を御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和4年5月24日（火）まで ※期限厳守でお願いいたします。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（できる限り具体的で詳細な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面（別紙様式参照）を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区六本松4丁目2-4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

（内線2100総務課長宮下、2101総務課課長補佐高間）

令和4年3月●●日

●●県弁護士会会長 殿 【※ 各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 田 口 直 樹

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

令和4年10月から令和5年1月までの間の再任(判事任命)を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には下記の方法により当委員会が受け付ける旨を、この依頼文書を貴会所属の弁護士に配布されるなどして、周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添名簿につきましては、その情報管理に特段の配慮をされるよう、併せて周知していただきますようお願いいたします。

おって、下級裁判所裁判官指名諮問委員会での協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との取りまとめがされておりますことをこれまでもお伝えしているところですが、改めて、上記の趣旨を御確認いただきます

ようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和4年5月24日（火）まで ※期限厳守をお願いいたします。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（できる限り具体的で詳細な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面（別紙様式参照）を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

文書のあて先 福岡地域委員会地域委員長

文書の送付先 〒810-8608

福岡市中央区六本松4丁目2-4

福岡高等裁判所事務局総務課長

問い合わせ先 092-781-3141

（内線2100総務課長宮下、2101総務課課長補佐高間）

令和4年3月●●日

●●県弁護士会会長 殿【※各別に記載する。】

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

福岡地域委員会地域委員長 田 口 直 樹

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

今般、複数の弁護士会において地域委員会から周知依頼文書を受領した後、当該弁護士会における周知の事務を失念し、遅滞したということがあった旨、下級裁判所指名諮問委員会から連絡がありました。

詳しい内容は、別添書面に記載されているとおりですが、裁判官の任命に関するプロセスにおいては、地域委員会からの依頼に基づき、弁護士会において再任（判事任命）候補者に関する周知等の事務が適正に行われることが極めて重要であると考えます。

本件は、当地域委員会の事例ではありませんが、貴会におかれましては、改めて周知等の事務の重要性を御理解いただくとともに、今後とも情報収集の書面が遅滞なく適正に周知されるよう御配慮くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

弁護士会内における再任（判事任命）候補者に関する周知等
について

裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任（判事任命）候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っているところですが、今般、複数の弁護士会において、地域委員会から周知依頼文書を受領した後、当該弁護士会内における周知の事務を失念し、遅滞したという事態が明らかになりました。

指名諮問委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、情報収集をし、下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名することの適否や指名に関する事項を審議し、最高裁判所に意見を述べることを所掌しており、その下部組織である地域委員会が行った情報収集の結果等に基づき審議しています。裁判官の任命に関するプロセスにおいては、地域委員会からの依頼に基づき、弁護士会において遅滞なく適正に周知等の事務が行われることが極めて重要であることは、多言を要しないことであると考えられます。

また、前記の事務遅滞に至る経緯においては、地域委員会の庶務が、当該弁護士会に対して、単に周知依頼文書を送付するだけでなく、送付後に電話をし、同文書の受領の事実を確認した上で、同弁護士会において事務手続を進めてもらうよう口頭でも念押しをしていたことが分かっており、それにもかかわらず、上記の事態が発生してしまったということは、極めて重大なことであると言わざるを得ません。

したがいまして、この機会に、念のため、弁護士会内における周知等の事務の重要性を改めてご理解いただきますよう、お伝えするとともに、今後とも当該事務が速やかに行われるよう、改めて、事務処理態勢をご確認いただくなど、ご配慮をよろしくお願いいたします。